

別表第三号(第7条関係)

- 1 この別表において使用する用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「スプリアス発射の強度の許容値」とは、無変調時において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。
 - (2) 「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力(無線測位業務を行う無線局、30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局(移動局又は30MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局以外の無線局に限る。)の送信設備(実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。)にあつては、尖頭電力)により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。
 - (3) 「搬送波電力」とは、施行規則第2条第1項第71号に規定する電力をいう。ただし、デジタル変調方式等のように無変調の搬送波が発射できない又は実数零点単側波帯変調方式のように搬送波が低減されている場合は、変調された搬送波の平均電力をいう。
 - (4) 「参照帯域幅」とは、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を規定するための周波数帯域幅をいう。
 - (5) 「BN」とは、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数を算出するために用いる必要周波数帯幅をいう。この場合における必要周波数帯幅は、占有周波数帯幅の許容値とする。ただし、次に掲げる場合の必要周波数帯幅は、次のとおりとする。
 - ア チャンネル間隔が規定されているものの必要周波数帯幅は、チャンネル間隔とすることができる。
 - イ 指定周波数帯が指定されているものの必要周波数帯幅は、指定周波数帯の値とすることができる。
 - ウ 単一の電力増幅部により複数の主搬送波に対して給電を行う共通増幅方式の送信設備であつて、複数の連続した搬送波(均一又は等間隔に配置される場合に限る。)に対して共通増幅を行うもの(地上基幹放送局の送信設備を除く。)の必要周波数帯幅は、次式による値とすることができる。

$$B_o = b_o + (m - 1) \Delta F$$
 - B_o : 1のシステム当たりの必要周波数帯幅
 - b_o : 1の搬送波当たりの占有周波数帯幅の許容値
 - m : 搬送波数
 - ΔF : 1の搬送波の中央の周波数と隣接する搬送波の中央の周波数の差
 - (6) 「 f_c 」とは、中心周波数(必要周波数帯幅の中央の周波数)をいう。
- 2 スプリアス発射の強度の許容値又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。
- (1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
--------	-------	-------------------------	------------------------

30MHz以下	50Wを超えるもの	50mW(船舶局及び船舶において使用する携帯局の送信設備にあつては、200mW)以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値。ただし、単側波帯を使用する固定局及び陸上局(海岸局を除く。)の送信設備にあつては、50dB低い値	基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	5Wを超え50W以下		50 μ W以下
	1Wを超え5W以下		50 μ W以下。ただし、単側波帯を使用する固定局及び陸上局(海岸局を除く。)の送信設備にあつては、基本周波数の尖頭電力より50dB低い値
	1W以下	1mW以下	50 μ W以下
30MHzを超え54MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
54MHzを超え70MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より80dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
70MHzを超え142MHz以下及び144MHzを超え146MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
142MHzを超え144MHz以下及び146MHzを超え162.0375MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より80dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
162.0375MHzを超え335.4MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
335.4MHzを超え470MHz以下	25Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70dB低い値	基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え25W以下	2.5 μ W以下	2.5 μ W以下
	1W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
470MHzを超え960MHz以下	50Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値

	25Wを超え50W以下	値	基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1Wを超え25W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
	1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
960MHzを超えるもの	10Wを超えるもの	100mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より50dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	10W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

注 空中線電力は、平均電力の値とする。

(2) 参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリアス領域の周波数帯	参照帯域幅
9kHzを超え150kHz以下	1kHz
150kHzを超え30MHz以下	10kHz
30MHzを超え1GHz以下	100kHz
1GHzを超えるもの	1MHz

(3) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

周波数範囲	必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
9kHz < f_c \leq 150kHz	BN < 250Hz	$f_c \pm 625\text{Hz}$
	250Hz \leq BN \leq 10kHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 10kHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 10\text{kHz})$
150kHz < f_c \leq 30MHz	BN < 4kHz	$f_c \pm 10\text{kHz}$
	4kHz \leq BN \leq 100kHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 100kHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 100\text{kHz})$
30MHz < f_c \leq 1GHz	BN < 25kHz	$f_c \pm 62.5\text{kHz}$
	25kHz \leq BN \leq 10MHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 10MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 10\text{MHz})$
1GHz < f_c \leq 3GHz	BN < 100kHz	$f_c \pm 250\text{kHz}$
	100kHz \leq BN \leq 50MHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 50MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 50\text{MHz})$
3GHz < f_c \leq 10GHz	BN < 100kHz	$f_c \pm 250\text{kHz}$
	100kHz \leq BN \leq 100MHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 100MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 100\text{MHz})$
10GHz < f_c \leq 15GHz	BN < 300kHz	$f_c \pm 750\text{kHz}$
	300kHz \leq BN \leq 250MHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 250MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 250\text{MHz})$

15GHz < f_c ≤ 26GHz	BN < 500kHz	$f_c \pm 1.25\text{MHz}$
	500kHz ≤ BN ≤ 500MHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 500MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 500\text{MHz})$
$f_c > 26\text{GHz}$	BN < 1MHz	$f_c \pm 2.5\text{MHz}$
	1MHz ≤ BN ≤ 500MHz	$f_c \pm 2.5\text{BN}$
	BN > 500MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 500\text{MHz})$

注

- 1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。
- 2 発射する電波の周波数(必要周波数帯幅を含む。)が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。
- 3 次に掲げる周波数の電波を使用する固定衛星業務及び放送衛星業務を行う無線局の送信設備であつて、必要周波数帯域幅の条件を満たすものについては、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

使用周波数	業務分類	必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
3. 4GHzを超え4. 2GHz以下	固定衛星業務	BN > 250MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 250\text{MHz})$
5. 725GHzを超え 6. 725GHz以下	固定衛星業務	BN > 500MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 500\text{MHz})$
7. 25GHzを超え7. 75GHz 以下及び7. 9GHzを超え 8. 4GHz以下	固定衛星業務	BN > 250MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 250\text{MHz})$
10. 7GHzを超え 12. 75GHz以下	固定衛星業務 又は放送衛星 業務	BN > 500MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 500\text{MHz})$
12. 75GHzを超え 13. 25GHz以下	固定衛星業務	BN > 500MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 500\text{MHz})$
13. 75GHzを超え 14. 8GHz以下	固定衛星業務	BN > 500MHz	$f_c \pm (1.5\text{BN} + 500\text{MHz})$

- 3 30MHz以下の周波数の電波を使用する基本周波数の平均電力が50kW以上の送信設備であつて、1オクターブ又はそれ以上のオクターブの周波数の範囲に切り換えて使用するものの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、その平均電力ができる限り50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力(スプリアス領域における不要発射にあつては搬送波電力)より60dB低い値とする。
- 4 30MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
25Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
1Wを超え25W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

- (1) 中波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

- (2) 短波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、2(1)及び(3)並びに3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

イ 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

- (ア) A3E電波を使用するもの

$$f_c(\pm) 22.5\text{kHz}$$

- (イ) H3E電波を使用するもの

$$f_c(\pm) 11.25\text{kHz}$$

- (3) 超短波放送(デジタル放送を除く。)、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
250Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70dB低い値
1Wを超え250W以下		25 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	

- (4) 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の送信設備(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)及びデジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
500Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	基本周波数の平均電力より70dB低い値
1Wを超え500W以下		50 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	

- (5) デジタル放送の標準方式第4章第2節及び第3節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
205MHzを超え222MHz以下	42Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値。	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値。
	1.68Wを超え42W以下		25 μ W以下
	1.68W以下	100 μ W以下	

- (6) デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
-------	-------------------------	------------------------

25Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	12mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値
1Wを超え25W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	

(7) エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 470MHz以下及び710MHzを超える帯域

(ア) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

100 μ W以下

(イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

25 μ W以下

イ 470MHzを超え710MHz以下の帯域

別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

ただし、 $f_c + 15\text{MHz}$ を超える周波数又は $f_c - 15\text{MHz}$ 以下の周波数のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(ア) 占有周波数帯幅が5.7MHzのもの

0.01nW以下

(イ) 占有周波数帯幅が468kHzのもの

(0.01/13)nW以下

6 削除

7 30MHzを超え335.4MHz以下の周波数のF1D電波、F2B電波又はF3E電波を使用する船舶局、船上通信局、航空機局及び船舶又は航空機に搭載して使用する携帯局の送信設備であつて無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
146MHzを超え 162.0375MHz以下	400Wを超えるもの	$2.5 \times (P/20) \mu\text{W}$ 以下	50 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	20Wを超え 400W以下		$2.5 \times (P/20) \mu\text{W}$ 以下
	1Wを超え20W以下	$2.5 \mu\text{W}$ 以下	$2.5 \mu\text{W}$ 以下
	1W以下	100 μW 以下(注2)	50 μW 以下
上記以外の周波数帯	400Wを超えるもの	$10 \times (P/20) \mu\text{W}$ 以下	50 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	20Wを超え 400W以下		$10 \times (P/20) \mu\text{W}$ 以下

	1Wを超え20W以下	10 μ W以下	10 μ W以下
	1W以下	100 μ W以下(注2)	50 μ W以下

注

- 1 Pは、基本周波数の平均電力の値を表す。
- 2 船舶局にあつては、帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。
- 8 狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局又は海岸局の無線設備であつて、1, 606. 5kHzから26, 175kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信設備の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び3に規定する値にかかわらず、F1B電波発射時の平均電力に対する不要発射の減衰量が別図第4号の10に示す曲線の値とする。
- 9 118MHzから142MHzまでの周波数の電波を使用する平均電力が25W以下の航空移動業務の無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1Wを超え25W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

- 10 335. 4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局及びアマチュア局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び4に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

- 11 28MHz以下の周波数のJ3E電波を使用する航空機局及び航空局の送信設備並びに22MHz以下の周波数のJ2D電波(航空移動(R)業務の周波数に限る。)を使用する航空機局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。なお、この場合における参照帯域幅は、2(2)に規定する値を準用する。

割当周波数からの周波数間隔	不要発射の強度の許容値
1. 5kHz以上4. 5kHz未満	基本周波数の尖頭電力より30dB低い値
4. 5kHz以上7. 5kHz未満	基本周波数の尖頭電力より38dB低い値

7. 5kHz以上	基本周波数の尖頭電力より43dB低い値。ただし、航空局であつて、空中線電力が50Wを超えるものは基本周波数の搬送波電力より60dB低い値とし、空中線電力が50W以下のものは50 μ W以下である値とする。
-----------	--

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

13 406MHzから406.1MHzまで及び121.5MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度の許容値は、2、7、9及び10に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の3kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、離調周波数が1MHz以下の範囲における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

離調周波数	スプリアス発射の強度の許容値
5kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より25dB低い値
5kHzを超え100kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より45dB低い値
100kHzを超え1MHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より50dB低い値

イ 高調波発射(18GHz以下の周波数のものに限る。)の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(-)25dBW(1Wを0dBWとする。以下この別表において同じ。)以下である値とする。

(2) インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無線設備の種類に応じて次のとおりとする。

(ア) 標準同調範囲型の無線設備

任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

(イ) 限定同調範囲型の無線設備

任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,631.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射(18GHz以下の周波数のものに限る。)の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(-)23dBW以下である値とする。

(3) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,660.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射(18GHz以下の周波数のものに限る。)の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(-)23dBW以下である値とする。

15 基本周波数の平均電力が1Wを超える無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値(基本周波数が470MHz以下のものを除く。)及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、一次レーダー(決定しようとする位置から反射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。)の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、総務大臣が別に告示する値とする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	基本周波数の平均電力より40dB低い値	基本周波数の尖頭電力より60dB低い値
50W以下		50μW以下

注 レーダーの送信設備のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、空中線から輻射される周波数ごとの不要発射の尖頭電力の値とする。

16 273MHzを超え328.6MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務を行うことを目的として開設する無線呼出局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70dB低い値	基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
1Wを超え25W以下	2.5μW以下	2.5μW以下
1W以下	100μW以下	50μW以下

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

- (1) 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- (2) 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通

信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18 MCA陸上移動通信を行う無線局、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(17(1)の規定の適用があるものを除く。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
1W以下	25 μ W以下	25 μ W以下

19 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、142MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局(海岸局、航空局、実験試験局及びアマチュア局並びに総務大臣が別に告示するものを除く。)、市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに簡易無線局(デジタル簡易無線局に限る。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	2.5 μ W以下又は基本周波数の平均電力より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
1Wを超え50W以下		2.5 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より60dB低い値

1W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
------	--------------	--------------

20 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1,893.5MHzを超え 1,919.6MHz以下	250nW以下	250nW以下
1,893.5MHz以下及び 1,919.6MHzを超える もの	2.5 μ W以下	2.5 μ W以下

注 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射又は不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。

(2) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
搬送波(±)996kHz

21 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 施行規則第16条第1号の2に規定する陸上移動局のもの

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
(ア) 1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(イ) 1,884.5MHz未満及び1,915.7MHzを超えるもの((ウ)及び(エ)に掲げる周波数を除く。)(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(ウ) 815MHz以上845MHz以下、860MHz以上890MHz以下、1,427.9MHz以上1,452.9MHz以下、1,475.9MHz以上1,500.9MHz以下、1,749.9MHz以上1,784.9MHz以下、1,844.9MHz以上1,879.9MHz以下及び2,010MHz以上2,025MHz以下(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が251nW以下
(エ) 1,920MHz以上1,980MHz以下及び2,110MHz以上2,170MHz以下(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が79.4nW以下

イ アに掲げる以外のもの

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
------	------------------------

(ア) 1, 884. 5MHz以上1, 915. 7MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(イ) 1, 884. 5MHz未満及び1, 915. 7MHzを超えるもの((ウ)に掲げる周波数を除く。)(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(ウ) 1, 920MHz以上1, 980MHz以下及び2, 110MHz以上2, 170MHz以下(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が251nW以下

注

- 1 離調周波数が2. 25MHz以上となる周波数帯に限る。
 - 2 不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとの不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。
- (2) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
- ア 占有周波数帯幅が288kHz以下の送信設備
搬送波(±)996kHz
 - イ 占有周波数帯幅が288kHzを超える送信設備
搬送波(±)1, 296kHz
- 22 特定ラジオマイクの陸上移動局(1, 240MHzを超え1, 260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局(1, 240MHzを超え1, 260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、コードレス電話の無線局、1, 215MHzを超え1, 260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73. 6MHzを超え1, 260MHz以下(312MHzを超え315. 25MHz以下、433. 67MHzを超え434. 17MHz以下及び915. 9MHz以上929. 7MHz以下を除く。)、10. 5GHzを超え10. 55GHz以下又は24. 05GHzを超え24. 25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2. 5 μ W以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。
- 23 312MHzを超え315. 25MHz以下又は433. 67MHzを超え434. 17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 312MHzを超え315. 25MHz以下の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1GHz以下(312MHzを超え315. 25MHz以下を除く。)	任意の100kHz幅で250nW以下
1GHzを超えるもの	任意の1MHz幅で1 μ W以下

注 不要発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力の値とする。

- (2) 433. 67MHzを超え434. 17MHz以下の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1GHz以下(433.67MHzを超え434.17MHz以下を除く。)	任意の100kHz幅で250nW以下
1GHzを超えるもの	任意の1MHz幅で1 μ W以下

注 不要発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力の値とする。

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB(1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。)以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値
915MHzを超え915.7MHz以下及び923.5MHzを超え930MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値
915.7MHzを超え923.5MHz以下(無線チャネルの中心周波数からの離調が100(n+1)kHz以下を除く。)(注)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(2) 916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値

915MHzを超え915.7MHz以下及び923.5MHzを超え930MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
915.7MHzを超え923.5MHz以下(無線チャネルの中心周波数からの離調が $100(n+1)$ kHz以下を除く。)(注)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(3) 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
915MHzを超え920.3MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
920.3MHzを超え924.3MHz以下(無線チャネルの中心周波数からの離調が $(200+100 \times n)$ kHz以下を除く。)(注)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値
924.3MHzを超え930MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

25 915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備(24(2)に掲げるものを除く。)の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB(1mWを0dBとする。以下この表において同じ。)

	以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
915MHzを超え930MHz以下(無線チャネルの中心周波数からの離調が、単位チャネルの幅が200kHzの場合にあつては $(200+100 \times n)$ kHz以下、単位チャネルの幅が100kHzの場合にあつては $(100+50 \times n)$ kHz以下を除く。)(注)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

26 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2,387MHz未満及び2,496.5MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu\text{W}$ 以下
2,387MHz以上2,400MHz未満及び2,483.5MHzを超え2,496.5MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $25 \mu\text{W}$ 以下

27 2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2,425MHz未満2,475MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu\text{W}$ 以下

28 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2,458MHz未満及び2,510MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu\text{W}$ 以下

	下
2, 458MHz以上2, 471MHz未満及び2, 497MHz以上2, 510MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が25 μ W以下

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5, 150MHzを超え5, 350MHz以下又は5, 470MHzを超え5, 725MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 5, 180MHz、5, 200MHz、5, 220MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 280MHz、5, 300MHz又は5, 320MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア 占有周波数帯幅が18MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 140MHz未満及び5, 360MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

イ 占有周波数帯幅が18MHzを超え19MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 135MHz未満及び5, 365MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

(2) 5, 190MHz、5, 230MHz、5, 270MHz又は5, 310MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 100MHz未満及び5, 400MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

(3) 5, 210MHz又は5, 290MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 020MHz未満及び5, 480MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

(4) 5, 250MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
4, 916MHz未満及び5, 584MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

(5) 5, 500MHz、5, 520MHz、5, 540MHz、5, 560MHz、5, 580MHz、5, 600MHz、5, 620MHz、5, 640MHz、

5, 660MHz、5, 680MHz又は5, 700MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 460MHz未満及び5, 740MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

イ 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 455MHz未満及び5, 745MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

(6) 5, 510MHz、5, 550MHz、5, 590MHz、5, 630MHz又は5, 670MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 420MHz未満及び5, 760MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

(7) 5, 530MHz又は5, 610MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 340MHz未満及び5, 800MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

(8) 5, 570MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 236MHz未満及び5, 904MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の

30 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたもの又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数の電波であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値

24. 705GHz未満及び25. 295GHzを超え 26. 955GHz未満及び27. 525GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $1\mu\text{W}$ 以下
---	--

- 31 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
55. 62GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下
55. 62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67. 5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)26dBm以下
67. 5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下

- 32 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

25 μW 以下

- (2) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 陸上移動局及び陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備

2.5 μW 以下

イ 基地局の送信設備

25 μW 以下

- (3) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

搬送波(±)12.2MHz

- 33 17.7GHzを超え18.72GHz以下及び19.22GHzを超え19.7GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が50 μW 以下である値とする。ただし、帯域外領域における不要発射の強度の許容値は総務大臣が別に告示する値とする。

- 34 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、50 μW 以下である値とする。

- 35 5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

- 36 航空機地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使

用するもの(無線高速データ通信が可能なものを除く。)の単一の変調時における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、搬送波の周波数の(±)35kHzの範囲内については、この限りでない。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1, 525MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より135dB低い値
1, 525MHzを超え1, 559MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より203dB低い値
1, 559MHzを超え1, 565MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より135dB低い値
1, 565MHzを超え1, 585MHz以下	任意の1MHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より155dB低い値
1, 585MHzを超え1, 598MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より105dB低い値
1, 598MHzを超え1, 605MHz以下	任意の1MHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より105dB低い値
1, 605MHzを超え1, 610MHz以下	任意の1MHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より85dB低い値
1, 610MHzを超え1, 735MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より55dB低い値
1, 735MHzを超え12GHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より105dB低い値
12GHzを超え18GHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より70dB低い値

(2) 航空機地球局の送信設備のうち1, 626. 5MHzを超え1, 660. 5MHz以下の周波数の電波を使用するもの(無線高速データ通信が可能なものに限る。)のスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア 変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1, 626. 4kHzから1, 660. 6kHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射(18GHz以下の周波数のものに限る。)の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(-)23dBW以下である値とする。

37 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の送信設備
14(1)に規定する値とする。

(2) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許

容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,660.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射(18GHz以下の周波数のものに限る。)の強度の許容値は、14(2)イに規定する値とする。

- (3) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の送信設備及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備

14(3)に規定する値とする。

- (4) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の送信設備

ア F1D電波を使用するもの

変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

イ G1D電波を使用するもの

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の100kHz幅の等価等方輻射電力が(-)38dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
156MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(-)84.8dBW以下
156MHzを超え165MHz以下	任意の9kHz幅における尖頭電力が(-)100.8dBW以下
165MHzを超え230MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(-)84.8dBW以下
230MHzを超え1,000MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(-)77.8dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)71dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)70dBW以下
1,605MHzを超え1,610MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が次式により求められる値以下 $-80 + 34/5(f - 1605) \text{ dBW}$ fは、MHzを単位とする周波数とする。
1,610MHzを超え1,626MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)46dBW以下
1,626MHzを超え1,626.5MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力が(-)36dBW以下
1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力が次の値以下 (1) Δf が0kHzを超え100kHz以下の場合は、(-)3dBW以下 (2) Δf が100kHzを超え200kHz以下の場合は、(-)16dBW以下 (3) Δf が200kHzを超え700kHz以下の場合は、(-)36dBW以下 (4) Δf が700kHzを超え34,000kHz以下の場合は、(-)46dBW以下 Δf は、kHzを単位とする搬送波の中心周波数±16kHzか

	らの離調周波数とする。
1, 660. 5MHzを超え1, 661MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力が(-)36dBW以下
1, 661MHzを超え1, 690MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)46dBW以下
1, 690MHzを超え3, 400MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)71dBW以下
3, 400MHzを超え10. 7GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)65dBW以下
10. 7GHzを超え21. 2GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)59dBW以下
21. 2GHzを超え40GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)53dBW以下

(5) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型の送信設備

ア 主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBW以下の無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の300kHz幅の等価等方輻射電力が(-)38dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(-)84. 8dBW以下
230MHzを超え1, 000MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(-)77. 8dBW以下
1, 000MHzを超え1, 559MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)61dBW以下
1, 559MHzを超え1, 605MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)70dBW以下
1, 605MHzを超え1, 612. 5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-70 + 23/15(f - 1605) \text{ dBW}$
1, 612. 5MHzを超え1, 616. 5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-55 + 5/4(f - 1612. 5) \text{ dBW}$
1, 616. 5MHzを超え1, 621. 5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 4/5(f - 1616. 5) \text{ dBW}$
1, 621. 5MHzを超え1, 624. 5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1, 624. 5MHzを超え1, 625MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-60 + 5(f - 1624. 5) \text{ dBW}$
1, 625MHzを超え1, 625. 125MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-57. 5 + 12/5(f - 1625) \text{ dBW}$
1, 625. 125MHzを超え1, 625. 8MHz	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる

以下	値以下 $-57.2 + 32/3(f - 1625.125)$ dBW
1,625.8MHzを超え1,626MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 15(f - 1625.8)$ dBW
1,626MHzを超え1,626.2MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-47 + 35(f - 1626)$ dBW
1,626.2MHzを超え1,626.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が(-)40dBW以下
1,626.5MHzを超え1,662.5MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) Δf が0kHzを超え25kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-3/5 \Delta f$ dBW (2) Δf が25kHzを超え125kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-15 - 7/20(\Delta f - 25)$ dBW (3) Δf が125kHzを超え425kHz以下の場合は、(-)50dBW以下 (4) Δf が425kHzを超え1,500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-50 - 3/215(\Delta f - 425)$ dBW (5) Δf が1,500kHzを超え36,000kHz以下の場合は、(-)65dBW以下
1,662.5MHzを超え1,665.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1,665.5MHzを超え1,670.5MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1,670.5MHzを超え1,680.5MHz以下	任意の300kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1,680.5MHzを超え1,690.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1,690.5MHzを超え12.75GHz以下	任意の3MHz幅における平均電力が(-)60dBW以下

注1 f は、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δf は、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

- (1) 占有周波数帯幅の許容値が21kHzの場合
搬送波の中心周波数 ± 11.25 kHz
- (2) 占有周波数帯幅の許容値が42kHzの場合
搬送波の中心周波数 ± 22.5 kHz
- (3) 占有周波数帯幅の許容値が84kHzの場合
搬送波の中心周波数 ± 45 kHz

- (4) 占有周波数帯幅の許容値が95kHzの場合
搬送波の中心周波数±50kHz
- (5) 占有周波数帯幅の許容値が189kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz
- (6) 占有周波数帯幅の許容値が190kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBWを超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の300kHz幅の等価等方輻射電力が(−)38dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(−)84.8dBW以下
230MHzを超え1,000MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(−)77.8dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(−)61dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(−)70dBW以下
1,605MHzを超え1,610MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-70 + 24/5(f - 1605)$ dBW
1,610MHzを超え1,621.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(−)46dBW以下
1,621.5MHzを超え1,624.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-46 + 2(f - 1621.5)$ dBW
1,624.5MHzを超え1,625MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-60 + 5(f - 1624.5)$ dBW
1,625MHzを超え1,625.125MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-57.5 + 12/5(f - 1625)$ dBW
1,625.125MHzを超え1,625.8MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-57.2 + 32/3(f - 1625.125)$ dBW
1,625.8MHzを超え1,626MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 15(f - 1625.8)$ dBW
1,626MHzを超え1,626.2MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-47 + 35(f - 1626)$ dBW
1,626.2MHzを超え1,626.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が(−)40dBW以下

1, 626. 5MHzを超え1, 662. 5MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) Δf が0kHzを超え25kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $5-4/5 \Delta f$ dBW (2) Δf が25kHzを超え125kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-15 - ((35 - \Delta W) / 100) (\Delta f - 25)$ dBW (3) Δf が125kHzを超え425kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-50 + \Delta W$ dBW (4) Δf が425kHzを超え1, 500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-50 + \Delta W - ((10 + \Delta W) / 1075) (\Delta f - 425)$ dBW (5) Δf が1, 500kHzを超え36, 000kHz以下の場合は、 (-)60dBW以下
1, 662. 5MHzを超え1, 690MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)36dBW以下
1, 690MHzを超え3, 400MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)61dBW以下
3, 400MHzを超え10. 7GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)55dBW以下
10. 7GHzを超え12. 75GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)49dBW以下

注1 f は、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δf は、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

- (1) 占有周波数帯幅の許容値が21kHzの場合
搬送波の中心周波数±11. 25kHz
- (2) 占有周波数帯幅の許容値が42kHzの場合
搬送波の中心周波数±22. 5kHz
- (3) 占有周波数帯幅の許容値が84kHzの場合
搬送波の中心周波数±45kHz
- (4) 占有周波数帯幅の許容値が95kHzの場合
搬送波の中心周波数±50kHz
- (5) 占有周波数帯幅の許容値が189kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz
- (6) 占有周波数帯幅の許容値が190kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz

注3 ΔW は、dBWを単位とする最大等価等方輻射電力から15dBを減じた値とする。

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGPS型の送信設備

ア 不要発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
------	-------------

9kHz以上50MHz未満	任意の10kHz幅において(-)64dBW
50MHz以上500MHz未満	任意の100kHz幅において(-)64dBW
500MHz以上1,000MHz未満	任意の3MHz幅において(-)64dBW
1,000MHz以上1,596.5MHz未満	任意の3MHz幅において(-)58dBW
1,596.5MHz以上1,606.5MHz未満	任意の1MHz幅において(-)58dBW
1,606.5MHz以上1,616.5MHz未満	任意の300kHz幅において(-)58dBW
1,616.5MHz以上1,621.5MHz未満	任意の100kHz幅において(-)58dBW
1,621.5MHz以上1,624.5MHz未満	任意の30kHz幅において(-)58dBW
1,624.5MHz以上1,626.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において(-)58dBW
1,626.5MHz以上1,660.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において(-)54dBW
1,660.5MHz以上1,662.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において(-)58dBW
1,662.5MHz以上1,665.5MHz未満	任意の30kHz幅において(-)58dBW
1,665.5MHz以上1,670.5MHz未満	任意の100kHz幅において(-)58dBW
1,670.5MHz以上1,680.5MHz未満	任意の300kHz幅において(-)58dBW
1,680.5MHz以上1,690.5MHz未満	任意の1MHz幅において(-)58dBW
1,690.5MHz以上12.75GHz未満	任意の3MHz幅において(-)58dBW

イ 高調波発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(-)38dBW以下である値とする。

38 基本周波数の平均電力が1W以下の気象援助局及び簡易無線局(27MHz帯の電波を使用するものに限る。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。

39 28MHz以下のH3E電波、J3E電波又はR3E電波を使用する無線局の送信設備(航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信設備を除く。)の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

割当周波数からの周波数間隔	帯域外領域における不要発射の強度の許容値
1.5kHzを超え4.5kHz以下	基本周波数の尖頭電力より31dB低い値
4.5kHzを超え7.5kHz以下	基本周波数の尖頭電力より38dB低い値
7.5kHzを超えるもの	50mW以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値

40 移動局(航空機局を除く。)のうち単側波帯(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)

を使用する送信設備のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び38に規定する値にかかわらず、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値とする。

- 41 30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を含む。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
5Wを超えるもの	50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より50dB低い値
1Wを超え5W以下		50 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	

- 42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備(14、35、36、40及び55の規定の適用があるものを除く。)であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

- 43 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値(1mWを0dBとする。以下42において同じ。)	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
1, 600MHz未満	-90dB以下の値	-84dB以下の値
1, 600MHz以上2, 700MHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
2, 700MHz以上10.6GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
10.6GHz以上10.7GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
10.7GHz以上11.7GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
11.7GHz以上12.75GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
12.75GHz以上	-70dB以下の値	-64dB以下の値

- (2) 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
36.625GHz未満	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が-54dB以下の値
36.625GHz以上	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が-44dB以下の値

注 48. 1GHz以上48.5GHz以下及び52GHz以上52.5GHz以下の周波数帯において、任意の5波については、1MHzの帯域幅における尖頭電力が-26dB以下の値であること。

- 44 1,500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 45 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 46 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 47 削除
- 48 403.3MHz以上405.7MHz以下の周波数の電波を使用するラジオゾンデのスプリアス領域(離調周波数が300kHz未満のものに限る。)における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。
- 49 質問信号送信設備、基準信号送信設備及びノントランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び15に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 50 200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 51 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) スプリアス領域((3)に掲げる周波数帯を除く。)における不要発射の強度の許容値
任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -36dB (1mW を 0dB とする。以下この50において同じ。)以下の値
- (2) 帯域外領域((3)に掲げる周波数帯を除く。)における不要発射の強度の許容値
- ア 中心周波数からの離調が 864kHz を超え $1,228\text{kHz}$ 以下の周波数帯においては、任意の 192kHz の帯域幅における平均電力が -5.6dB 以下の値
- イ 中心周波数からの離調が $1,228\text{kHz}$ を超え $2,592\text{kHz}$ 以下の周波数帯においては、任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -9.5dB 以下の値
- ウ 中心周波数からの離調が $2,592\text{kHz}$ を超え $4,320\text{kHz}$ 以下の周波数帯においては、任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -29.5dB 以下の値
- (3) $1,891.296\text{MHz}$ を超え $1,893.146\text{MHz}$ 以下及び $1,906.1\text{MHz}$ を超え $1,906.848\text{MHz}$ 未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値
- ア $1,892.846\text{MHz}$ を超え $1,893.146\text{MHz}$ 以下及び $1,906.1\text{MHz}$ を超え $1,906.754\text{MHz}$ 未満の周波数帯においては、任意の 192kHz の帯域幅における平均電力が -31dB 以下の値
- イ $1,891.296\text{MHz}$ を超え $1,892.846\text{MHz}$ 以下及び $1,906.754\text{MHz}$ 以上 $1,906.848\text{MHz}$ 未満の周波数帯においては、任意の 192kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
- 52 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする

る。

(1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB(1mWを0dBとする。以下この51において同じ。)以下の値

(2) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値

ア 中心周波数からの離調が1.7MHzを超え2.5MHz以下の周波数帯においては、800kHzの帯域幅における平均電力が-9.8dB以下の値

イ 中心周波数からの離調が2.5MHzを超え3.8MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値

ウ 中心周波数からの離調が3.8MHzを超える周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値

53 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 占有周波数帯幅が2,250MHz以下のもの

周波数帯		不要発射の強度の許容値
帯域外領域	76GHzを超え81GHz以下	空中線端子において、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が3.16 μ W以下
	上記以外の周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が100 μ W以下
スプリアス領域		任意の1MHzの帯域幅における平均電力が50 μ W以下

(2) 占有周波数帯幅が2,250MHzを超え5GHz以下のもの

周波数帯		不要発射の強度の許容値
帯域外領域	76GHzを超え81GHz以下	空中線端子において、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が3.16 μ W以下
	上記以外の周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100 μ W以下
スプリアス領域		任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50 μ W以下

54 700MHz帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 基地局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下の値
710MHzを超え750MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が20nW以下の値
750MHzを超え755MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が100 μ W以下の値

765MHzを超え770MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $100 \mu W$ 以下の値
770MHzを超え810MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $320pW$ 以下の値
810MHzを超え1GHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu W$ 以下の値
1GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu W$ 以下の値

(2) 陸上移動局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu W$ 以下の値
710MHzを超え750MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $20nW$ 以下の値
750MHzを超え755MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $100 \mu W$ 以下の値
765MHzを超え770MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $100 \mu W$ 以下の値
770MHzを超え810MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $10nW$ 以下の値
810MHzを超え1GHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu W$ 以下の値
1GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $2.5 \mu W$ 以下の値

55 23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

56 第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 最大等価等方輻射電力が15dBW以下の送信設備

ア 不要発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が(-)66dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)61dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)70dBW以下
1,605MHzを超え1,612.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-70 + 23/15(f - 1605) \text{ dBW}$

1, 612. 5MHzを超え1, 616. 5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-55 + 5/4(f - 1612. 5)$ dBW
1, 616. 5MHzを超え1, 621. 5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 4/5(f - 1616. 5)$ dBW
1, 621. 5MHzを超え1, 624. 5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1, 624. 5MHzを超え1, 625MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-60 + 5(f - 1624. 5)$ dBW
1, 625MHzを超え1, 625. 125MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-57. 5 + 12/5(f - 1625)$ dBW
1, 625. 125MHzを超え1, 625. 8MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-57. 2 + 32/3(f - 1625. 125)$ dBW
1, 625. 8MHzを超え1, 626MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 15(f - 1625. 8)$ dBW
1, 626MHzを超え1, 626. 2MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-47 + 35(f - 1626)$ dBW
1, 626. 2MHzを超え1, 626. 5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が(-)40dBW以下
1, 626. 5MHzを超え1, 662. 5MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) Δf が0kHzを超え25kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-3/5 \Delta f$ dBW (2) Δf が25kHzを超え125kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-15 - 7/20(\Delta f - 25)$ dBW (3) Δf が125kHzを超え425kHz以下の場合は、(-)50dBW以下 (4) Δf が425kHzを超え1, 500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-50 - 3/215(\Delta f - 425)$ dBW (5) Δf が1, 500kHzを超え36, 000kHz以下の場合は、(-)65dBW以下
1, 662. 5MHzを超え1, 665. 5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1, 665. 5MHzを超え1, 670. 5MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1, 670. 5MHzを超え1, 680. 5MHz以下	任意の300kHz幅における平均電力が(-)60dBW以下

下	
1, 680. 5MHzを超え1, 690. 5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
1, 690. 5MHzを超え2, 250MHz以下	任意の3MHz幅における平均電力が(-)60dBW以下
2, 250MHzを超え12. 75GHz以下	任意の3MHz幅における尖頭電力が(-)60dBW以下

注1 fは、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δfは、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の3MHz幅の等価等方輻射電力が(-)38dBW以下である値とする。

(2) 最大等価等方輻射電力が15dBWを超える送信設備

ア 不要発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が(-)85. 6dBW以下
230MHzを超え1, 000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が(-)78. 6dBW以下
1, 000MHzを超え1, 559MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)71dBW以下
1, 559MHzを超え1, 605MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)70dBW以下
1, 605MHzを超え1, 610MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-80 + 34/5(f - 1605) \text{ dBW}$
1, 610MHzを超え1, 625. 8MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)46dBW以下
1, 625. 8MHzを超え1, 661. 2MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) Δfが0kHzを超え10kHz以下の場合は、5dBW以下 (2) Δfが10kHzを超え20kHz以下の場合は、(-)10dBW以下 (3) Δfが20kHzを超え100kHz以下の場合は、(-)15dBW以下 (4) Δfが100kHzを超え200kHz以下の場合は、(-)25dBW以下 (5) Δfが200kHzを超え700kHz以下の場合は、(-)35dBW以下 (6) Δfが700kHzを超える場合は、(-)45dBW以下
1, 661. 2MHzを超え1, 690MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)46dBW以下
1, 690MHzを超え3, 400MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)71dBW以下
3, 400MHzを超え10. 7GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)65dBW以下
10. 7GHzを超え21. 2GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)59dBW以下
21. 2GHzを超え40GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(-)53dBW以下

注1 fは、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δfは、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の100kHz幅の等価等方輻射電力が(-)38dBW以下である値とする。

57 77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発

射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域における不要発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100 μ W以下	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50 μ W以下

58 1, 240MHzを超え1, 300MHz以下又は2, 330MHzを超え2, 370MHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継を行う移動業務の無線局のうち、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの送信設備については、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
10Wを超えるもの	100mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より50dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
10W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

注 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、各空中線端子における電力の値の総和とする。

59 116GHzを超え134GHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継を行う移動業務の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、帯域外領域において任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100 μ W以下である値とし、スプリアス領域において任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50 μ W以下である値とする。

60 無人移動体画像伝送システムの無線局(169.05MHzを超え169.3975MHz以下及び169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 2, 483.5MHzを超え2, 494MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2, 478.5MHz未満及び2, 498.5MHzを超え2, 500MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が20 μ W以下
2, 478.5MHz以上2, 481MHz未満及び2, 496MHzを超え2, 498.5MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が300 μ W以下
2, 481MHz以上2, 483.25MHz未満及び2, 493.75MHzを超え2, 496MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2mW以下
2, 500MHzを超え2, 510MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が10 μ W以下
2, 510MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1 μ W以下

イ 占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2, 473. 5MHz未満及び2, 500MHzを超え2, 510MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $10 \mu W$ 以下
2, 473. 5MHz以上2, 478. 5MHz未満及び2, 498. 5MHzを超え2, 500MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $150 \mu W$ 以下
2, 478. 5MHz以上2, 483MHz未満及び2, 494. 5MHzを超え2, 498. 5MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $1mW$ 以下
2, 510MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $1 \mu W$ 以下

(2) 5, 650MHzを超え5, 755MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が4. 5MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 590MHz未満及び5, 815MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $0. 63 \mu W$ 以下
5, 590MHz以上5, 630MHz未満及び5, 775MHz以上5, 815MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $3 \mu W$ 以下
5, 630MHz以上5, 640MHz未満及び5, 765MHz以上5, 775MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $6. 3 \mu W$ 以下

イ 占有周波数帯幅が4. 5MHzを超え19. 7MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 590MHz未満及び5, 815MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $0. 63 \mu W$ 以下
5, 590MHz以上5, 630MHz未満及び5, 775MHz以上5, 815MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が $3 \mu W$ 以下

61 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から60までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。